

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金および普通貯金（営農）（以下、これらを「普通貯金」といいます。）
 - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金、積立式定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。）および定期積金
 - ③ 第2号の定期貯金、定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金、定期積金には、証券類の受入れはできません。

2. ～11. (省略)

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. ～23. (省略)

【改正前】

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金および普通貯金（営農）（以下、これらを「普通貯金」といいます。）
 - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金、積立式定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。）および定期積金
 - ③ 第2号の定期貯金、定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金、定期積金には、証券類の受入れはできません。

2. ～11. (省略)

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. ～23. (省略)